

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JULY 12TH 2017

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- シェアリングエコノミーの発展促進意見 規制緩和と規範化を推進
- 物流のコスト低減・効率向上に関する今後の方針発表

【貿易・投資】

- 5月の直接投資 対内は前年同月比▲8.7% 対外は同▲38.8%

【金融・為替】

- 6月の外貨準備高 5ヶ月連続で増加

■ RMB REVIEW

- 6.80を中心としたレンジ相場を予想する

■ EXPERT VIEW

- 民事公益訴訟（その2）～消費民事公益訴訟～

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表） 大阪:06-6206-8434（代表） 名古屋:052-211-0544（代表）

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆シェアリングエコノミーの発展促進意見 規制緩和と規範化を推進

国家發展改革委員会、中央インターネット安全情報化指導グループ弁公室、工業情報化部等の8部署は連名で3日、「シェアリングエコノミーの発展促進についての指導意見」(発改高技[2017]1245号)を発表した。世界的にも新たな業態として急速に発展しているシェアリングエコノミーは、資源活用の有効化、革新・起業・雇用拡大の促進、新たな発展エンジンの育成に資することから、今後、一層の発展を目指し、規制緩和と公平で透明な環境作りを進めていく方針を明らかにした。

具体的には、政府、プラットフォーム運営者、業界団体、資源提供者、消費者の各関係者による共同管理の制度作りを今後模索していくとし、政府はクラウド・コンピューティング、IoT、ビッグデータを活用した事中・事後管理、ネット取引管理サービスのプラットフォーム整備、オンライン・オフラインの一元管理等、革新的な管理手法を取入れるとした。

また、業界参入障壁と地域制限を撤廃し、資源提供者の市場参入規制を一層緩和する等の規制緩和を進める一方、個人情報漏洩・悪用の取締り、資源提供者の信用管理の強化、社会や金融の安定等を脅かす業態と経営方式に対する参入条件の厳格化も行うとした。

さらに、有力なプラットフォーム運営会社の海外進出も支援し、国際的なブランドの育成を目指す目標も掲げた。

なお、国家發展改革委員会は本指導意見の発表にあたり、ウェブサイト上で2回に亘り一般から意見徴収を行い、その結果を反映したものとなっている。今後も、新たな市場参入規制を設ける場合は、事前のパブリックコメントを義務付けるとしている。

◆物流のコスト低減・効率向上に関する今後の方針発表

国務院常務会議は5日、物流のコスト引下げ・効率向上に関する今後の方針を発表した。同会議では、物流のコスト引下げと効率向上を供給側構造改革の重要な取り組みと位置づけ、雇用の拡大と現代サービス業の発展に寄与するものであると強調し、5つの方針を示した。

具体的には、①省を跨る大型貨物輸送許可の全国ネットワーク構築の年内実現、全国の通関一体化の年内実現、貨物の通関時間を3分の2に短縮、②高速道路料金の増値税電子発票(領収書)の発行、一部高速道路の時間帯別料金徴収の試行、③交通部門と公安交通警察による合同取締りモデルの制度化を通じた罰金の重複徴収回避、④国家級の物流ハブ建設強化、⑤「インターネット+」を活用した物流車両・施設等の標準化・情報化・スマート化の推進等を挙げた。

【貿易・投資】

◆5月の直接投資 対内は前年同月比▲8.7% 対外は同▲38.8%

商務部は7月3日と6月16日、それぞれ対内・対外直接投資の統計データを発表した。

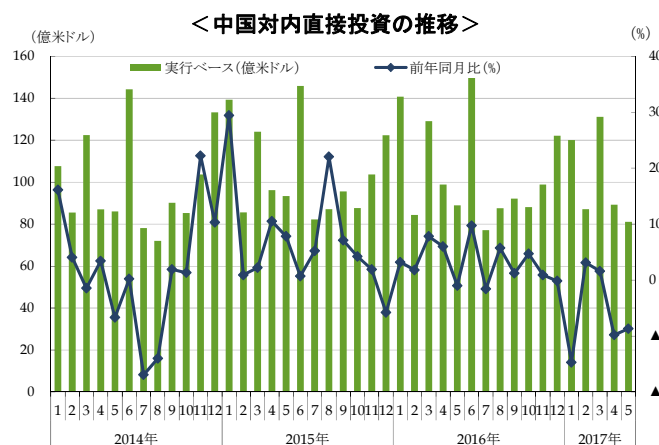
<対内直接投資>

5月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同月比▲5.4%の2,433社、対内直接投資額(実行ベース)は同▲8.7%の81.1億米ドルと、投資額の伸び率は2ヶ月連続でマイナスとなった。

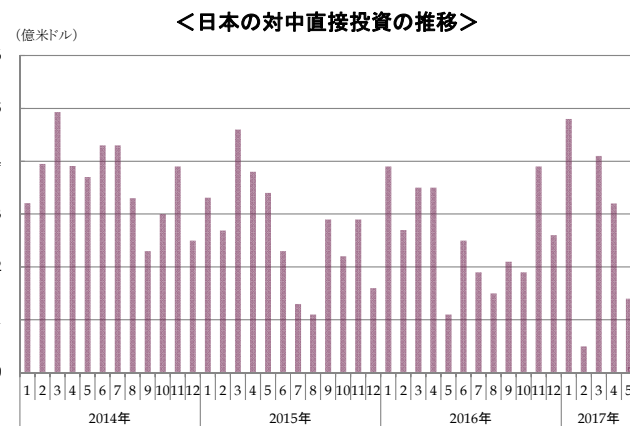
1-5月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+11.9%の12,159社、対内直接投資額は同▲6.2%の508.5億米ドルと、投資額は1-4月(同▲5.7%)に比べて減少幅が更に拡大した。

国・地域別では、日本からの直接投資が前年同期比▲4.7%※(1-4月:同▲7.3%※)の14.0億米ドル、米国からは同▲50.0%※(1-4月:同▲51.4%※)の11.6億米ドル、ASEANからは同▲27.7%(1-4月:同▲30.2%)の21.6億米ドルと何れも1-4月より減少幅が縮小した。一方、EUからは同▲0.9%の40.9億米ドルと1-4月(同+2.1%)からマイナスに転じた。また、「一帯一路」地域からは同▲26.3%の22.5億米ドルと前年割れが続いているが、1-4月(▲29.0%)より減少幅は縮小した。※:商務部発表の対内直接投資額に基き当行が計算。

業種別では、製造業への投資が前年同期比▲14.6%の132.5億米ドル、サービス業は同▲2.7%の372.0億米ドルと共に減少し、製造業の減少幅はサービス業より大きかった。



(出所) 商務部の公表データを基に作成

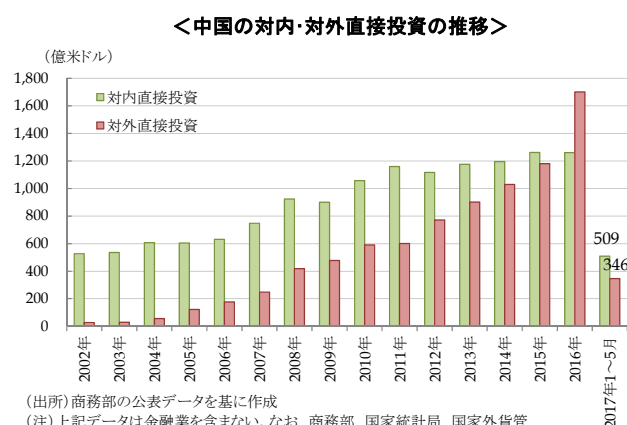


(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜対外直接投資＞

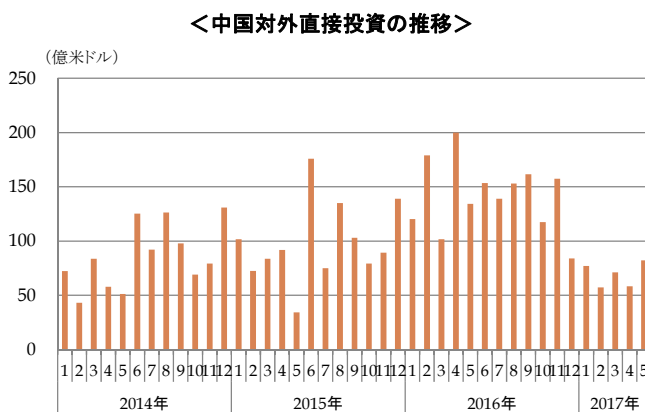
5月の対外直接投資(除く金融業)は、前年同月比▲38.8%の82.2億米ドル、1-5月の累計では、前年同期比▲53.0%の345.9億米ドルと、今年に入って単月ベースで初めて対外直接投資は対内直接投資を上回った。一方、累計ベースでは引き続き対内直接投資が対外直接投資を上回った。

1-5月の地域別では、アフリカ向けの対外直接投資が前年同期比+15.2%、産業別では、建設業が同+88.8%、IT関連が同+45.8%と最も伸びた。



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 上記データは金融業を含まない。なお、商務部、国家統計局、国家外貨管理局が共同で発表した「2015年度対外直接投資統計公報」(金融業を含む)によると、2015年は対外直接投資が対内直接投資を上回った。



(出所) 商務部の公表データを基に作成

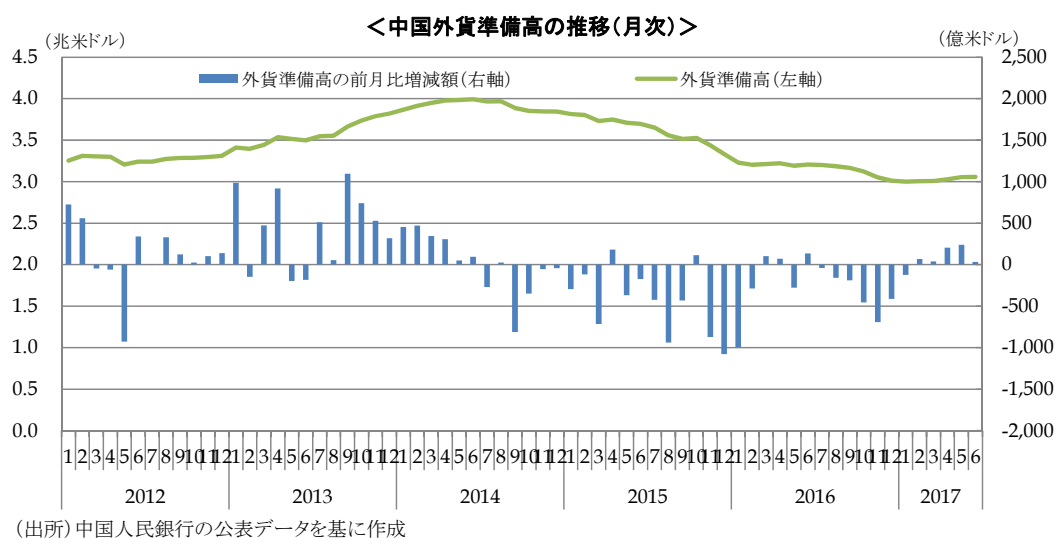
【金融・為替】

◆6月の外貨準備高 5ヶ月連続で増加

中国人民銀行の7日の発表によると、6月の外貨準備高は前月比+32億米ドルの3兆568億米ドルと、5ヶ月連続で増加した。

国家外貨管理局は6月の外貨準備高について、クロスボーダーの資金移動が引き続き安定しており、外貨の需給バランスも取れていること、米ドル安による他通貨建て資産の米ドル換算額が増加したこと等が残高増加要因であると分析した。

また、今後の見通しについては安定した経済運営が続き、市場予測の安定、クロスボーダー資金移動と外貨需給バランスの均衡が見込まれるため、これらの環境が外貨準備高の安定推移につながるとの見方を示した。



RMB REVIEW

◆6.80 を中心としたレンジ相場を予想する

今週(7/3～)の人民元相場は、高値となる 6.7760 で寄り付いた後、①基準値の元安設定や、②中国企業のドル買い需要^(※1)を背景に上値を切り下げ、週後半にかけては、安値となる 6.8052 まで下値を拡げた(7/6)。しかし、為替介入と思しきドル売り・元買いが続落を阻むと、週末にかけて再び反発。足元では 6.80 絡みで膠着するなど、方向感を見出すには至っていない。尚、7/3 より香港と中国本土を結ぶ債券相互取引(債券通、ボンドコネクト)がスタートしたが、人民元相場への影響は限られたものに留まった。

5 年に 1 度の共産党大会を今秋に控える中で、政府当局は「人民元相場の安定化」を志向している。人民元安に振れる局面では、為替介入や基準値を用いた元高誘導が意識されることから、当面、人民元の下値余地は限られると予想される。来週は、中国の物価指標(7/10)や貿易統計(7/13)、米国の物価指標(7/14)や小売売上高(7/14)など、米中共に重要指標が目白押しとなるが、当局主導の「官製相場」が継続する中、方向感を見出し辛い時間帯が継続しそうだ。来週も「6.80」を中心としたレンジ相場を予想する。

尚、習近平国家主席は、7/7～7/8 にかけて独ハンブルグで開催される 20 カ国・地域(G20)首脳会合に出席する。滞在期間中には、別途トランプ米大統領との首脳会談も予定されており、市場の関心はむしろこちらに移っている。米中を巡っては、4 月の首脳会談以降、良好な関係が築かれたように見られていたが、足元では、①北朝鮮への対応を巡る米国側の不満^(※2)や、②米政権による台湾への武器売却方針を受けた中国側の反発、③在韓米軍への THAAD(地上配備型ミサイル迎撃システム)配備を巡る諸問題など、米中関係に不協和音が生じ始めた。対立が浮き彫りとなれば、北朝鮮を巡る地政学的リスクが高まるだけでなく、米中貿易摩擦など通商面で不確実性も広がりかねない。今週末は両首脳の一挙手一投足に注目が集まりそうだ。

(※1) 中国では 6 月から 7 月にかけて、企業のドル需要が強まり易い。背景には、海外株主への配当支払いに伴うドル買いが挙げられる。

(※2) トランプ米大統領は自身のツイッターで、中国と北朝鮮の貿易高が増えていることを指摘(7/5)。中国側の対応に不満を示した。

(7月7日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2017.07.03	6.7760	6.7760～ 6.7955	6.7897	0.0101	6.0204	-0.0412	0.86982	0.0013	7.7313	0.0053	2.7700	3345.85	3.89
2017.07.04	6.7981	6.7952～ 6.8022	6.7999	0.0102	6.0100	-0.0104	0.87094	0.0011	7.7182	-0.0131	2.8000	3333.98	-11.87
2017.07.05	6.7995	6.7923～ 6.8015	6.7993	-0.0006	5.9879	-0.0221	0.87084	-0.0001	7.7067	-0.0115	2.7000	3358.72	24.74
2017.07.06	6.7985	6.7974～ 6.8052	6.8037	0.0044	6.0051	0.0172	0.87117	0.0003	7.7194	0.0127	2.7300	3364.40	5.68
2017.07.07	6.7970	6.7970～ 6.8037	6.8000	-0.0037	5.9792	-0.0259	0.87044	-0.0007	7.7638	0.0444	2.7200	3369.74	5.34

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

民事公益訴訟(その2)～消費民事公益訴訟～

<要旨>

- 民事公益訴訟の類型には、前回取り上げた環境民事公益訴訟の他に、消費民事公益訴訟がある。
- 中国消費者協会によって初めて提起された消費民事公益訴訟が、現在係属中である。
- 消費民事公益訴訟を提起された場合の実務上の主な注意点としては、①原告要件具備の確認、②被告要件具備の確認、③原告による職責履行の確認が挙げられる。

1. はじめに

前回より、民事公益訴訟(環境汚染問題や消費者権利の侵害問題の直接の被害者以外の一定の条件に該当する者が、問題を生じさせた者に対して法律責任を追及する訴訟)について取り上げており、今回はそのうちの環境民事公益訴訟についてご紹介致しました。本稿では、民事公益訴訟のもう一つの類型である消費民事公益訴訟についてご紹介致します。

2. 消費民事公益訴訟の概要

消費者權益保護法¹(以下「消法」といいます)及びその関連法令で定められている消費民事公益訴訟の概要は以下のとおりです。

(1) 訴訟当事者

原告は、「消費民事公益訴訟案件の審理における法律の適用にかかる若干の問題についての最高人民法院の解釈」²(以下「法釈【2016】10号」といいます)第1条に基づき、次のいずれかの組織でなければなりません。

- ① 中国消費者協会³(以下「中消協」といいます)及び省、自治区、直轄市に設立された消費者協会
- ② 法律規定又は全国人民代表大会及び常務委員会により授權された機関及び社会組織

次に、**被告**となるのは、次のいずれかの情況に該当する事業者です(法釈【2016】10号第2条)。

- ① 提供した商品又はサービスに欠陥が存在し、不特定多数の消費者の合法的權益を侵害した場合
- ② 提供した商品又はサービスが消費者の人身、財産上の安全に危害を及ぼす可能性があるにもかかわらず、真実の説明及び明確な警告を行っておらず、正確な商品使用方法又はサービス享受方法、及び危害発生防止方法を明示していなかった場合
- ③ 提供した商品又はサービスの品質、性能、用途、有効期限等の情報について虚偽の又は他人を

¹ 主席令第11号、1993年10月31日公布、1994年1月1日施行、2013年10月25日最終改正公布、2014年3月15日最終改正施行

² 法釈【2016】10号、2016年4月24日公布、同年5月1日施行

³ 中国消費者協会は、1984年12月に國務院の批准を経て設立された組織です。

誤認させる宣伝を行った場合

- ④ ホテル、デパート、レストラン、銀行、空港、駅・停留所、港、劇場、観光地、アミューズメント施設等の事業所に消費者の人身、財産上の安全に危害を及ぼす危険性が存在する場合
- ⑤ 約款、通知、表明、店内掲示等(以下「約款等」といいます)の方式で、消費者の権利を排除又は制限し、事業者の責任を軽減又は免除し、消費者の責任を加重する等の消費者に対して不公正、不合理な規定を定めた場合
- ⑥ 不特定多数の消費者の合法的権益に損害を与え、又は消費者の人身、財産上の安全に危害を及ぼす危険性がある等の公共の利益に損害を与えるその他の行為

(2) 責任追及方法

法釈【2016】10 号第 13 条では、消費民事公益訴訟において、原告が被告に求めることができる民事責任として、①侵害の停止、②妨害の排除、③危険の除去、④謝罪を明示し、また原告は⑤不公正、不合理な約款等の無効を主張できるとしています。

(3) 原告の証明資料提供義務

法釈【2016】10 号第 4 条では、原告による証明資料の提供義務を規定しています。具体的には、消費民事公益訴訟を提起する場合、原告は以下の証明資料を提供しなければなりません。

- ① 被告の行為が不特定多数の消費者の合法的権益に損害を与え、又は消費者の人身、財産上の安全に危害を及ぼす危険性がある等の公共の利益に損害を与えることの初歩的証拠
- ② 消費者組織が係争事項について消法第 37 条第 4 号又は第 5 号⁴の規定に基づき公益性職責を履行済であることの証明資料

なお、現時点の消費民事公益訴訟に関する法令においては、環境民事公益訴訟における「被告の情報提供義務」⁵のような義務は規定されていません。

(4) その他

その他、①裁判管轄(消費民事公益訴訟の第一審の管轄は、原則として(i) 侵害行為の発生地の中級以上の人民法院、(ii) 被告所在地の中級以上の人民法院、又は(iii) 最高人民法院の許可を得た高級人民法院により指定された中級人民法院とする(法釈【2016】10 号第 3 条、「民事訴訟法」の適用に関する解釈⁶第 285 条))、②費用の負担(原告は被告に対して、「原告が侵害の停止、妨害の排除、危険の除去の

⁴ 消法第37条第4号は、「消費者協会は消費者の合法的権益に関する問題について関連部門にフィードバックし、問い合わせをし、意見を提出することができる」と、消法第37条第5号は、「消費者協会は消費者からの苦情を受理した上、苦情のあった事項について調査、調停を行う」と規定しています。

⁵ 「被告の情報提供義務」とは、原告が被告に対して提供を求める環境情報について法律、法規、規則の規定で被告が所持しなければならない又は被告の所持を証明する証拠があるにも関わらず、被告が提供を拒む場合であって、仮に原告が主張する関連事実が被告にとって不利であるときは、人民法院は当該主張の成立を推定できるとされているものです(「環境民事公益訴訟案件の審理における法律の適用にかかる若干の問題についての最高人民法院の解釈」(法釈【2015】1号、2014年12月8日公布、2015年1月7日施行)第13条)。

⁶ 法釈【2015】5号、2015年1月30日公布、同年2月4日施行

ために合理的な防止、処置措置を講じることによって生じた費用」及び「原告及びその訴訟代理人が権利侵害行為について調査を行い、証拠収集するのに生じた合理的な費用、鑑定費用、合理的な弁護士代理費用」を負担するよう求めることができ、人民法院はこれを支持できる(法釈【2016】10 号第 17 条、第 18 条))などが定められています。

3. 消費民事公益訴訟に関する実例

次に、中消協によって初めて提起された消費民事公益訴訟⁷をご紹介します。

(1) 問題行為の発覚から訴訟の受理まで

2015 年 12 月、中消協は、A 社に関する苦情・通報書を受領したため、調査を行ったところ、一つの省における 2014～2015 年の間だけで、A 社及びその他の関連企業(以下「A ら」といいます)が、400 台余りのオート三輪を違法に製造、販売していたことがわかりました。2016 年 7 月 1 日、中消協は、A らの当該行為について、北京市第四中級人民法院に対し消費民事公益訴訟を提起し、2016 年 7 月 25 日、北京市第四中級人民法院はこれを正式に受理しました。

(2) 中消協の主張

① 問題行為について

報道によれば、中消協による問題行為に対する主張は、大よそ次のとおりです。

- ・ A 社は、工業及び情報化部の「道路自動車製造企業及び製品公告」で取り消された車種の車両を法律・規則に違反して製造、販売し、公衆の人身の安全を侵害し、生態環境を汚染している
- ・ 強制性国家基準の要求に違反し、全長が長すぎる車両を製造、販売し、安全を脅かす重大な隠れた危険を作り出し、車両を購入した消費者の人身、財産上の安全を脅かすだけでなく、通行人及びその他の車両の乗車人の安全をも脅かしている
- ・ 問題となっている車両数は非常に多く、多くの車両は強制性国家基準に適合しないことからナンバー登録ができず、交通事故が発生した場合、責任追及と賠償請求が困難であり、多くの公衆の直接的な利益に深刻な影響を与えている
- ・ 係争車両の大部分は農村地域で使用されているため、使用者の多くは農民であり、権利保護意識と権利保護能力に欠け、自らの権益を効果的に保護することが難しい

当該中消協の主張が人民法院によって認容されるかは現時点では明らかではありませんが、少なくとも中消協においてはこれらの状況を問題視していることがわかり、これらと類似するような状況がある場合には、消費民事公益訴訟を提起されうるといえます。

② 請求について

報道によれば、中消協の請求は、大よそ次のとおりです。

⁷ 本稿執筆の6月末現在、同訴訟は係属中です。なお、同訴訟前に地方の消費者協会によって提起され、既に判決が下された事例(吉林省消費者協会提起、2016年11月1日長春市中級人民法院によって判決)もあります。

- ・ 関連製品の製造、販売停止

工業及び情報化部の「道路自動車製造企業及び製品公告」により取り消された全てのタイプの製品、及び強制性国家基準に適合しない全てのタイプの製品の製造、販売を直ちに停止するよう被告に命じること

- ・ リスクの除去

法律・規則に違反して製造及び販売した全てのタイプの製品の安全上のリスクを除去するよう被告に命じること

- ・ 「詐欺行為」の確認

被告の法律・規則に違反した製造及び販売行為が、不特定多数の消費者に対する「詐欺行為」を構成することを確認すること

- ・ 訴訟費用の負担

原告が消費民事公益訴訟のために支払った費用及び本事案の訴訟費用を支払うよう被告に命じること

これらの中消協の請求のほとんどが、法釈【2016】10号(第13条又は第18条)を根拠としたものであることが伺えます。もっとも、上記のうち『詐欺行為』の確認は、法釈【2016】10号では明示されておらず、これは消法第55条第1項⁸の規定を意識したものであると思われます。これが認められた場合、消費者から「3倍の損害賠償」請求がなされる可能性が高まると言えますが、法釈【2016】10号で明示されていない請求が認容されるかが注目に値します。

4. 実務における注意点

法釈【2016】10号等に基づき、実務では以下の各点に注意する必要があると考えます。

- ・ 原告要件具備の確認

現在の消費民事公益訴訟の原告は、①消費者協会及び②法律規定又は全国人民代表大会及びその常務委員会により授権された機関及び社会組織に限定されています。

このうち、①に該当するか否かは、消法第36条の消費者協会の定義に関する規定⁹に基づいて確認することが可能です。

次に、②に該当するか否かは、明文の法律規定又は授権の有無の点から確認します。例えば、検察機関は、食品、医薬品の安全領域における多数の消費者の合法的權益を侵害する等の公共の利益に損害を与える行為を行う場合、②に該当します(「一部の地区において公益訴訟の試行業務を実施する権限を

⁸ 消法第55条第1項は、「事業者は商品又はサービスを提供する際に詐欺行為があった場合、消費者の要求に応じて消費者が受けた損害を増額して賠償しなければならず、増額して賠償する金額は消費者が購入した商品の代金又は享受したサービスの料金の3倍とする。増額して賠償する金額が500元に満たない場合、500元とする。法律に別途定めがある場合は、その規定に従う」と規定しています。

⁹ 消法第36条では、「消費者協会・・・は、法により設立された、商品及びサービスに対して社会的監督を行う消費者の合法的權益を保護する社会組織である」とされています。

最高人民検察院に付与することについての全国人民代表大会常務委員会の決定」¹⁰⁾。

- ・ **被告要件具備の確認**

被告となるのは法釈【2016】10 号第 2 条に規定されるいずれかの情況に該当する事業者です。その検討の際、仮に事業者が多数の消費者の合法的權益に損害を与えたとしても、その損害が個別の消費者ごとの損害として体现される場合、「不特定多数の消費者の合法的權益」や「公共の利益」に対する損害には該当しないとの解釈が可能です。例えば、一件のバス事故で乗客に死傷者が多数発生した場合であっても、死傷した乗客は不特定ではなく特定されており、損害は乗客ごとの個別の損害として体现されているといえます。この場合、私益訴訟を提起することで救済を得ることもできます。このように、個別の事案において、規定される各情況に該当するか否かを分析することが重要なポイントとなります。

- ・ **原告による職責履行の確認**

消法では、消費者協会の公益性職責について、「消費者の合法的權益に関する問題について、関連部門にフィードバックし、問い合わせをし、意見を提出すること」(消法第 37 条第 4 号)、「消費者からの苦情を受理した上、苦情のあった事項について調査、調停を行う」(消法第 37 条第 5 号)などを規定しています。原告がこれらの職責を履行していない場合、これらの職責を履行した上で訴訟提起すべきことを人民法院から求められる可能性もなくはありません。このため、訴訟提起がなされた場合には、原告がこれらの職責を履行しているかを確認することも意味があると考えます。

消費者權益の保護のための訴訟は、消費民事公益訴訟制度の導入によって、新たな展開を迎えました。今後、消費民事公益訴訟が活用されることが予想されます。中国において消費者向けの商品又はサービスを提供する企業は、その動向を十分に注視する必要があると考えます。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2017 年 8 月 12 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>

¹⁰⁾ 第12期全人大常務委員会第15回会議において2015年7月1日可決、同日公布、同日施行